

令和3年度 外務省 NGO 研究会

SDGs 時代における NGO の人権尊重と能力強化の施策
に関する調査・研究

目次

1. 本研究会の概要.....	2
2. 本研究会の背景.....	2
3. 本研究会の活動内容.....	4
(1) 研究会活動（有識者を交えた専門家会合）	5
(2) ハンドブック作成作業（校正・校閲などを含む）	10
(3) HAPIC セッションの実施	14
(4) インタビューの実施	16
4. おわりに—本研究活動の成果と意義.....	20

別冊（本研究会の主要成果物）

- ・『国際協力と人権—変容する国際社会と「これから」の国際協力をみすえて』

別紙資料（本研究会の参考用資料）

- ・「SDGs の各目標と対応する人権宣言と条約の一覧表」

1. 本研究会の概要

第二次世界大戦後、国家から成る社会（System of States）における主要な構成原理として人権（human rights）が位置づけられて久しい。世界人権宣言（1948年）や2つの国際人権規約（1964年）—市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）と社会的・経済的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）—を始めとして、現在、様々な人権に関する条約や宣言などが、世界には存在する。しかもその概念は、人権の推進に尽力する人々の諸活動—活動家、人権擁護者、NGO・NPO職員、国際機関関係者、政府関係者など—によって日々支えられるばかりか、日々、その内容を変容し続け、新たな地平線すら切り拓く動的なものである。人類の歴史は、残念ながら、戦争や紛争といった様々な暴力行為を積み重ねてきた過程だと言わざるを得ない。そのなかで今日における人権の尊重は、人類の知恵が生み出した産物であるばかりか、長年にわたる幾多の試練を乗り越えた努力や成果であるといえよう。

一方で、日本の国際協力に従事するNGO団体の職員や、人権に関心を持ちつつも、どうしてもその理解に向けて足踏みを踏んでしまう人々にとって、人権に対する認識はまだ十分とは言えない。人権条約や人権に関する宣言などの諸文書そのものの難解さはもちろん、国際人権基準の多様化と深化によって、かえって人権の世界が複雑化していることに、その原因の一端がある。しかし、人権を必要とする国・地域はますます増加している。さらに1度危機が発生した場合、人道的な問題は複雑化・長期化する傾向がある。日本のNGOによる支援活動が拡大し、活動内容も多岐にわたっているなか、国際社会の共通言語の1つである人権に対する理解は、今後、ますます必要になるだろう。とりわけ、国外のNGO団体や国際機関との連携の際には、人権の尊重を踏まえた国際協力活動を実施できる体制の構築が求められる。

本NGO研究会は、このような状況を受け、日本のNGO団体の職員を始めとする国際協力に携わる関係者たちが人権の世界観に触れ、自らの活動—国際協力から日常の営みまで—に落とし込んでいくために『国際協力と人権—変容する国際社会と「これから」の国際協力をみすえて』（『国際協力と人権』）と題するハンドブックの完成を目指し、その概念や具体的なあり方について学びあう機会の提供などを約1年間にわたって実施したものである。

2. 本研究会の背景

繰り返しになるが、現在の国際秩序において人権は国際制度の1つである。第二次世界大戦後に登場した国際連合は国連憲章の第1条で「人権と基本的自由の尊重」を掲げ、また国際社会は、世界人権宣言、自由権規約や社会権規約をはじめとする様々な国際人権基準を制定してきた。冷戦終了後、国連はコフィー・A・アナン元事務総長が国際社会をつなぐ支柱の1つとして「人権の主流化」（1997年）を提唱し、貧困問題や格差、難民、ジェンダー、子ども、障害者といった様々な問題に取り組んできた。現在、人権の尊重は「持続可能な開

発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」の核心として位置づけられるに至った。SDGs が含まれる「我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (Transforming our World: the 2030 Agenda for Sustainable Development)」の前文には「全ての人びとの人権の実現」、「誰一人取り残さない」、「人権諸条約」、「法の支配」など、人権に関する言及やそれを示唆する内容が随所に確認される。以上のように、人権の尊重は国際社会における主要な価値基準として位置づけられている。

こうした国際社会のルール設計だけでなく、人権分野への対処能力強化の進展も近年著しい。2006 年に国連人権委員会が創設され、普遍的定期審査 (Universal Periodic Review: UPR) において基礎となる文書の 1 つとして「NGO 等 UPR 関係者が (国連) 人権高等弁務官事務所に提出した信憑性と信頼性のある情報を要約した文書」が含まれた。加えて、毎年開催される国連の「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム (High-level Political Forum on Sustainable Development: HLPF)」において、各加盟国は「自発的国別レビュー (Voluntary National Review: VNR)」を作成し、SDGs の進捗状況を報告することが期待されている。

日本政府は 2021 年 6 月に 2017 年以来 2 回目となる VNR を発表した。また 2023 年には第 4 回 UPR を迎える。SDGs の多くの目標が人権保障と重なるものが多いため、国際協力に従事する各 NGO 団体は、UPR に向けた取り組みと、HLPF に向けた取り組みを相互に参照していく必要がある。さらに日本政府 (外務省) は 2020 年 10 月に「ビジネスと人権に関する行動計画 (2020-2025 年)」を発表した。近年、主に発展途上国における企業のサプライチェーン上の人権侵害が顕著となった背景を受け、国連人権理事会では 2011 年に国連「ビジネスと人権に関する指導原則 (Guiding Principles on Business and Human Rights)」を採択し、各国に国別行動計画の策定を促してきた。日本政府が発表した「持続可能な開発目標 (SDGs) の実施指針」においても、人権の保護・促進が重要な要素と位置づけられ、「行動計画」の策定が含まれている。

国連を舞台とする国際社会の人権への取り組みは、その活動を支える市民社会の人権に対する意識や価値観と表裏一体で進んできた。日本もまた、日本国憲法において「基本的人権の尊重」を定めるとともに、国際社会においても「国連中心主義」に基づき、人権を尊重する取り組みを行ってきた。日本の NGO による国際協力活動は、これまで技術力の高さや継続的な支援の実施だけでなく、人権尊重に基づく姿勢や行動もあって国際的に高い評価を得てきた。しかし、今後、国際社会における国際人権基準の制度化や、対処能力の強化は、ますます加速化されることが予測される。そのなかで国際協力活動に携わる様々な団体は、国際人権基準に関する知識を今以上に高め、国際的なイニシアティブなどを継続的にフォローする必要があるだろう。そのためには、国際協力に取り組む NGO が、グローバルな社会課題解決の取り組みのなかで必要とされる国際人権基準に関する情報をフォローし、行動の基準として学んでいく姿勢が求められる。

その意味で、本 NGO 研究会の主目的である『国際協力と人権』ハンドブックは、国際協力の携わる NGO 職員一特に若手・中堅を中心に、現場の国際協力活動と、人権に関する

専門書や条約・宣言などを繋ぐ結節点の1つとして、両者を結びつける役割を果たすことができれば、幸いである。

3. 本研究会の活動内容

国際協力活動に従事する組織や関係者が、人権に基づく国際協力活動に継続的に取り組むが求められる。国際社会の構成原理として人権が位置づけられてから既に数十年の期間が経過した。しかし、国際的な人権保障を巡る諸状況の改善に向けては、さらなる取り組みが求められる。日本の国際協力 NGO 団体もまた、国際的潮流を把握しつつ、人権の現状把握と理解促進に向けて努力することが期待されている。

そのため本 NGO 研究会は、今後の日本の NGO 活動に資する『国際協力と人権』ハンドブックの完成に向けて（1）研究会活動（有識者を交えた専門家会合）、（2）ハンドブック作成作業（校正・校閲などを含む）、（3）HAPIC セッションの実施及び（4）インタビュー活動などに携わった。なお本 NGO 研究会の実施にあたっては（1）及び（2）の諸活動のために、外部有識者の助力を得て、2021年4月から専門家会合を実施した。発足にあたって参画した外部有識者と、協力を得た JANIC 職員は以下の通りである。

<NGO 研究会参加メンバー>

◆外部有識者

- ・大橋正明：聖心女子大学 教授
一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク 共同代表理事
- ・佐藤暁子：認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ 事務局次長
弁護士
- ・定松栄一：市川市生活サポートセンターそら 相談支援員
認定 NPO 法人シャプラニール=市民による海外協力の会 理事
- ・鈴木真代：Social Connection for Human Rights 共同創設者

◆特定非営利活動法人国際協力 NGO センター（事務局）

- ・若林秀樹：事務局長
- ・角田和広：アドボカシー・コーディネーター
- ・芳賀朝子：アドボカシー・アシスタント
- ・岡本圭織：インターン（国際教養大学国際教養学部）
- ・西村依子：インターン（早稲田大学社会科学部）

また（4）の諸活動に関し、インタビューに協力頂いた団体は下記の通りである。記して謝意を表したい。

<インタビュー対象団体>

[国内団体]

- ・2021年12月14日：認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ
- ・2021年12月16日：特定非営利活動法人ACE
- ・2021年12月17日：ヒューライツ大阪（（一財）アジア・太平洋人権情報センター）
- ・2022年1月6日：Social Connection for Human Rights

[海外団体]

- ・2021年12月14日：Asia Development Alliance: ADA
- ・2021年12月17日：慶熙大学校（Kyunghee University）
- ・2022年1月12日：CIVICUS

(1) 研究会活動（有識者を交えた専門家会合）

【主な目的】

- ・『国際協力と人権』ハンドブックの作成方針及び構成内容の検討
- ・国際人権に対する意識、取り組みの実態と施策の調査の方針に関する検討
- ・その他

●第1回専門家会合

- ・日時：2021年4月22日（木）：9時30分～11時00分
2021年4月26日（月）：13時00分～14時00分
2021年5月7日（金）：9時00分～10時00分
※招聘予定の関係者の日程があわず、3回に分けて開催
- ・形式：ZOOM オンライン
- ・参加者：鈴木真代（4月22日付会合に参加）、佐藤暁子（4月26日付会合に参加）、大橋正明（5月7日付会合に参加）、定松栄一（5月7日付会合に参加）、若林秀樹（4月22日付、26日付及び5月7日付会合に参加）、角田和広（同左）
- ・主な議題：本NGO研究会の企画意図、スケジュール案の説明
研究調査活動におけるメンバーへの依頼事項、その他質疑応答など

◆主な議論の内容：

- ・本NGO研究会で対象とする「人権」概念の意味合いについて、特に国際協力活動の文脈という「人権」という場合、具体的にどのような意味合いを有するのか。人権をどこまで普遍的な価値観として位置づけ、本NGO研究会では議論して良いのか。「アジア的人権」などの地域的価値もまた考慮し、研究会の議論を進めるべきなのか。研究会を進めるにあたっ

ては人権を普遍的な価値観の 1 つとして位置づけること、人権に関する知識を有することが国際協力の現場で活動する際にも有益な促進要因になり得ること、また「現場」で活動する以上、その地域の価値や事情も十分に考慮する必要性があることが確認された。

・国際協力と人権に関するハンドブック作成の際には（1）現場における国際人権基準に基づく活動と（2）「解説書／専門書として」の国際人権基準の知識の蓄積という両者を結びつける、いわゆる「（1. 5）」としての「入門書」的な位置づけが、国際協力 NGO 職員（特に若手及び中堅）に対する人権概念の周知のために重要だと確認された。

・「発展／開発」の概念を人権として扱う場合、特に先進国と発展途上国との間で考え方が異なるという点にも留意すること。「発展（開発）できたのは自分たちが努力した」という意識に基づき人権概念を議論すると、進歩史観の現れとなる可能性があるため、注意することが確認された。

・ハンドブック作成にあたってはタイトル・目次・構成内容を検討するために、具体的な雛型を共有する必要性と各人権概念について取り上げる際の「視点」を整理する必要性がある。国際人権の範囲は幅広く、多様である。災害、気候変動、難民、強制失踪など、思いつくだけでも様々なトピックがある。また取り上げる対象となる人権基準のレベルもまた多様である。条約／規約、宣言、コミットメント、国連特別報告者の報告、現場での実践活動、事例などがあげられる。ハンドブックを作成するにあたっては、分量にも留意する必要があるが、多様な国際人権基準に関し、可能な限り包括的に取り上げることが望ましい。執筆予定者となる専門家の選定にあたっては、研究会参加メンバーの外部から招聘する必要がある。

●第 2 回専門家会合

・日時：2021 年 6 月 18 日（金）：11 時 00 分～12 時 30 分

・形式：ZOOM オンライン

・参加者：鈴木真代、佐藤暁子、大橋正明、定松栄一、若林秀樹、角田和広

・主な議題：『国際協力と人権』ハンドブックの方向性の確認と整理
国際人権基準と SDGs との関係性についての確認と整理
その他質疑応答など

◆主な議論の内容：

・第 1 回専門家会合の議論を踏まえ、本 NGO 研究会における人権の意味合いについて確認するとともに、ハンドブック完成のための参照として以下の文献を取り上げ、本研究会メンバーに対して章構成や特徴の概要を紹介した。下記のいずれの文献も「児童の権利に関する条約（子どもの権利に関する条約）」に焦点を当てた内容である。

・CRP 開発グループ（(公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン訳）（2009）『チャイルド・

ライツ・プログラミング権利に基づくアプローチをプログラミングにどういかにするか』。
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023252_po_08_kks_sl.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

- ・(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン編(2020)『子どもと若者のセーフガーディングー最低基準のためのガイド』。
https://www.savechildren.or.jp/about_sc/pdf/2020_CS_guide.pdf

・加えてSDGsと国際人権基準の関係性を整理するために下記の文献を参照した。その際には国際人権基準の視点からSDGsの各項目の関係性を整理した。改めて人権条約などがSDGsの各目標と密接にかかわっていること、特に世界人権宣言と2つの国際人権規約が大きくかかわっていることが確認された(詳細については「別添:SDGsの各目標と対応する人権宣言と条約の一覧表」を参照)。

- ・UNOHCHR(2016)“Summary Table on the Linkages between the SDGs and Relevant International Human Rights Instruments,” pp. 1-7.

https://www.ohchr.org/Documents/Issues/MDGs/Post2015/SDG_HR_Table.pdf

- ・一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター(2018)「SDGs×人権」1-4頁。

https://www.hurights.or.jp/japan/aside/sdgs/SDGs_HR_TABLE2_A3.pdf

・以上の参考資料に基づき、人権に関するハンドブックの章構成/タイトルなどを検討した。専門家会合の出席者から、ハンドブックの構成案として以下の視点が確認された。

——人権概念を巡る議論に関し、歴史的にどこまで遡れば良いのか。基礎となるのは第二次世界大戦後に採択された世界人権宣言と2つの国際人権規約ではないか。今回のNGO研究会では現在の国際協力活動に資する内容になることを考えれば、第二次世界大戦後の国際人権基準の内容に焦点を合わせ、読者の方々に紹介する内容にした方が良いのではないか。同宣言及び同規約の採択以降、順次、人権の適用範囲や視野が拡大していった。そのため、まずは同宣言や同規約の意義と限界について確認するとともに、ハンドブック後半でライツホルダーの観点などを踏まえて各人権概念を取り上げると良いのではないか。

——『国際協力と人権』ハンドブックの対象は第1にNGO関係者だと理解するが、原稿を執筆するにあたって特にメインとするべき読者層はあるのか。読者層をある程度指定する必要があるだろう。国際協力の現場で活動している若手・中堅職員を対象にした方が良いのではないか。国際人権基準によっては実践例を取り上げるのも良いだろう。またハンドブックだけで国際人権基準が完結するものではない。人権概念をさらに詳しく理解するために参考文献が分かる形だとなお良い。

——ハンドブックとしてまとめるにあたって、限られた分量のなかで全ての国際人権条約

や宣言などを取り上げることはできない。条約のなかには包括的なものもある。条約や宣言をベースとして構成を検討すると各節で内容が重なってしまう恐れがある。目次では分かりやすいかも知れないが、かえって読者の理解を妨げるのではないか。そのためトピックに焦点を当てて、可能な限り外部専門家を招致する構成も一案だろう。

――国際協力 NGO の若手・中堅職員の方々に拝読頂くためにも「人権の理解が国際協力の諸活動に資する」と考えて頂くことが大切である。各人権概念を紹介する際に具体的な事例について触れるのも良いが、権利に基づくアプローチ（Rights Based Approach: RBA）と結びつけて説明すると良いのではないか。RBA に関していえば、例えば教育支援の分野があげられる。子供たちが十分に教育を受けられない状態を「権利が侵害されている」状況と捉えることが RBA の視点である。なぜ子供たちの権利が侵害されるのか。そして、どのように対応すれば良いのか。またこの場合、権利の主体は誰なのか。家庭、地域、学校、公的機関などが一丸となって、この問題に取り組んでいくが大切だ。住民が参加し、地域の問題を解決するという意識も高まる。今回のハンドブックでは RBA の観点も取り入れると、国際協力活動との関係性も見いだせるのではないか。

●第3回専門家会合

・日時：2021年7月9日（金）：9時00分～10時30分

・形式：ZOOM オンライン

・参加者：鈴木真代、佐藤暁子、大橋正明、定松栄一、若林秀樹、角田和広

・主な議題：『国際協力と人権』ハンドブックのタイトル案・目次案及び構成案の検討

◆主な議論の内容：

・第1回専門家会合及び第2回専門家会合の議論に基づき『国際協力と人権』ハンドブックのタイトル案について検討した。いずれのタイトルも仮案であり、目次及び構成内容の検討、原稿の進捗状況とともに再度タイトルを検討することが確認された。なお外部執筆者への依頼状の発行などを考慮し、便宜上1)案を第1候補とすること、また執筆候補者には上記の趣旨を説明することもあわせて確認された。

<タイトル案>

1) 国際協力と人権－変容する国際社会と「これから」の国際協力をみすえて－

2) ハンドブックとしての国際人権の世界－国際協力・RBA・SDGs－

・同じく過去2回の専門家会合の議論に基づき、『国際協力と人権』ハンドブックの目次案及び構成案について検討した。いずれの内容も第3回専門家会合時点での仮案である。なお「5. 現在の国際人権基準－その多様な世界（仮題）.. 32-40 頁（仮）」に関しては、本ハン

ドブックで取り上げるべき国際人権基準及び執筆依頼者の検討など、改めて次回の専門家会合までに議論することが確認された。

<目次構成（当初案）>

1. 発刊・制作にあたって.. 1頁

[主な内容] 本ハンドブック作成の背景、意義／意味及び関係者・団体への謝辞

2. はじめに.. 2-3頁

[主な内容] 戦後国際社会における構成原理としての人権の重要性

日本における人権意識の高まりとコミットメント

SDGs と国際人権基準の関係性

3. 国際開発協力活動における人権ー背景と課題.. 3-4頁

[主な内容] 開発協力の歴史的変遷

開発協力におけるニーズ中心「と」／「から」権利中心への流れ

人権の重要性（RBA アプローチ）

日本の市民社会組織（国際協力 NGO）のためのハンドブック作成

4. 基礎としての国際権利章典.. 3-4頁

[主な内容] 世界人権宣言の意義と紹介

国際人権規約の意義と紹介

同宣言及び同規約の限界とその後

5. 現在の国際人権基準ー広がる世界とその多様性（仮題）.. 32-40頁（予定）

[主な内容] 各人権概念をトピック毎に整理

「〇〇と人権」という形で各2頁（＝見開き1頁）の分量

[構成] ポイント、背景、本文、名言の引用、Further Readings

トピック候補は以下の通りである。

- ①貧困、②開発の権利、③性とジェンダーに基づく暴力、④災害、⑤ビジネス、
- ⑥外国人（移民）、⑦気候変動、⑧先住民族、⑨デジタル、⑩子ども、⑪障がい、
- ⑫強制失踪、⑬難民、⑭ジェンダーと性的マイノリティ、⑮市民的・政治的権利、
- ⑯市民社会スペース、⑰SDGs、⑱（無）国籍、⑲宗教、⑳働きかける人々

6. おわりに.. 1-2頁（予定）

[主な内容] SDGs と人権の関係性、国際開発活動と人権、関係者・団体への謝辞など

●第4回専門家会合

・日時：2021年9月3日（金）：10時00分～11時30分

・形式：ZOOM オンライン

・参加者：鈴木真代、佐藤暁子、大橋正明、定松栄一、若林秀樹、角田和広

- ・主な議題：人権ハンドブックにおける項目「1. から 6. 」の執筆担当者の選任（特に「5. 現在の国際人権基準－広がる世界とその多様性」）

◆主な議論の内容：

・引き続き『国際協力と人権』ハンドブックの構成及び目次などについて検討した。特に「5. 現在の国際人権基準－広がる世界とその多様性」で取り上げる国際人権基準の各トピックと執筆担当者を調整した（最終的な決定内容は下記の2）ハンドブック作成作業で確認）。特に「1. 発刊・制作にあたって（若林秀樹）」、「2. はじめに（若林秀樹）」及び「3. 国際開発協力活動における人権（定松栄一、大橋正明）」に関しては、4. 以降の各節執筆者の参考資料とするため、早急に初校を執筆することが決まり、各執筆担当者に作成を依頼した。

(2) ハンドブック作成作業（校正・校閲などを含む）

【主な目的】

- ・『国際協力と人権』ハンドブックの原稿内容の確認
- ・同上ハンドブックのタイトル、構成内容の決定、字句及び表現の修正や統一、校正・校閲作業、編集会議の開催など
- ・その他

第4回専門家会合後、2020年9月下旬から10月中旬にかけて下記<章構成>のうち、「1. 発刊・制作にあたって（若林秀樹）」、「2. はじめに（若林秀樹）」及び「3. 国際開発協力活動における人権（定松栄一、大橋正明）」に関しては初校が完成し、本NGO研究会の参加メンバー（上記の外部有識者及び職員）に随時共有され、意見交換が行われた。また各外部執筆者に原稿を依頼する際には「5. 現在の国際人権基準」のうち、1節分を参考資料として作成する必要があるとのコメントが参加メンバーからあり、あわせて「⑧市民的・政治的権利（角田和広）」の初稿を完成させた。

2020年11月以降『国際協力と人権』ハンドブックの作成目的や内容を記した①各執筆者への依頼状を軸に、別添資料として②ハンドブック章構成案、③原稿提出フォーマット、④原稿デザイン案（イメージ2種類）、⑤原稿サンプルなどを各執筆予定者に送付した。この間、執筆予定者の調整や依頼内容の説明などに努力し、最終的に2020年12月中旬頃までに原稿担当者が確定した。

2021年1月中旬から2月初頭にかけて執筆担当者から事務局まで各原稿が送付された。入稿にあたって事務局で字句及び表現の修正や統一を図るとともに、原稿フォーマットと照らし合わせた字数の調整、参考文献などの確認を行った。またNGO研究会参加メンバーの外部有識者にも各原稿を共有し、ハンドブックの目的などに照らし合わせた内容の確認を求め、専門用語の表記などについて意見を伺った。2021年2月上旬から各原稿を入稿し

た。その後、3月中旬までかけて、随時第1~5稿までの校正・校閲作業を行った。同作業に関しては、本NGO研究会参加メンバーに対して、ハンドブック全体の専門用語の統一、誤字脱字の修正、表表紙・裏表紙を含むハンドブックのデザイン内容の検討を依頼した。またこの間、各節の執筆担当者に対しても著者校正を依頼した。

こうした作業のほか、『国際協力と人権』ハンドブックに関する編集会議を以下の通り2回開催した。この編集会議では、各執筆担当者への修正依頼内容の確認、公正・校閲箇所、ハンドブック全体の字句・表現の作業方針の検討などを本NGO研究会参加メンバーで行うとともに、最終的なタイトル及び章構成内容を確定させた（下記<タイトル>及び<章構成>を確認）。

●第1回編集会議

- ・日時：2022年1月21日（金）：10時30分～12時30分
- ・形式：ZOOM オンライン
- ・参加者：鈴木真代、佐藤暁子、大橋正明、定松栄一、若林秀樹、角田和広

- ・主な議題：『国際協力と人権』各執筆内容の内容確認
デザイン案、タイトル及び章構成の検討

●第2回編集会議

- ・日時：2022年2月7日（月）：8時30分～10時30分
- ・形式：ZOOM オンライン
- ・参加者：鈴木真代、佐藤暁子、大橋正明、定松栄一、若林秀樹、角田和広

- ・主な議題：『国際協力と人権』各執筆原稿の校正・校閲
デザイン、タイトル及び章構成の最終確認

<タイトル最終案>

◆国際協力と人権ー変容する国際社会と「これから」の国際協力をみすえて

タイトルは最終的に上記の通りとなった。まず「国際協力と人権」とあるように、今回のNGO研究会におけるキーワードである「国際協力」及び「人権」を主題として並べた。「人権」を主要なテーマとしながらも「国際協力」の語句を語頭に位置づけ、「人権」を語尾の並びとしたのは、本研究会の趣旨に鑑み、「国際協力（活動）の文脈における人権」、「国際協力（活動）から観る人権」という側面を示すためである。

副題にある「変容する国際社会」及び「「これから」の国際協力をみすえて」のうち、前者については次の通りである。現代の国際社会において人権は構成原理である。その国際社

会において構築された人権概念は時代の状況にあわせて変容し続ける。その意味では人権概念の変容にあわせて国際社会の性質もまた変容する。そして後者に関しては、こうした国際社会と国際人権基準の変容にあわせた国際協力の在り方への期待が示されている。国際社会が人権概念を重要な要素として位置づけ、その促進を図り、さらなる人権の多角化・多様化が見込まれるなかで、国際協力の在り方や方法もまた変容し続けるだろう。『国際協力と人権』ハンドブックが、その際の1つの出発点として読者の方々の傍らにあれば、との思いから名付けられた。

<目次構成最終案>

1. 発刊・制作にあたって.. 1頁：若林秀樹
2. はじめに.. 2頁：若林秀樹
3. 国際開発協力活動における人権－背景と課題.. 3頁：定松栄一、大橋正明
4. 基礎としての国際権利章典.. 3頁：寺中誠（東京経済大学 教員）
5. 現在の国際人権基準－広がる世界とその多様性」.. 合計41頁（中扉1頁を含む）
 - <<持続可能な開発と人権>>
 - ①SDGsの本質は人権.. 2頁：若林秀樹
 - ②貧困と人権.. 2頁：大橋正明
 - ③発展／開発の権利とCBDR.. 2頁：大橋正明
 - <<当事者にとっての人権>>
 - ④女性・性的マイノリティの人権.. 2頁：
岡島克樹（大阪大谷大学 教授／特定非営利活動法人関西NGO協議会 理事）
 - ⑤性とジェンダーに基づく暴力(SGBV)と人権.. 2頁：
塩畑真里子（開発・人道支援コンサルタント）
 - ⑥子どもの権利.. 2頁：
堀江由美子（公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部長）
 - ⑦私たち抜きに私たちのことを決めないで.. 2頁：佐藤暁子
 - ⑧外国人（移民）と人権.. 2頁：近藤敦（名城大学 教授）
 - ⑨難民と人権.. 2頁：石井宏明（一般財団法人パスウェイズ・ジャパン（PJ） 理事／一橋大学国際・公共政策大学院 非常勤講師）
 - ⑩先住民族の権利.. 2頁：鈴木真代
 - ⑪強制失踪.. 2頁：鈴木真代
 - ⑫（無）国籍と人権.. 2頁：秋山肇（筑波大学 助教）
 - ⑬信教の自由.. 2頁：高橋宗瑠（大阪女学院大学 教授）
 - <<環境／社会と人権>>
 - ⑭人権問題としての気候変動.. 2頁：佐藤暁子
 - ⑮災害・人道支援から考える人権.. 2頁：大橋正明

⑩ビジネスと人権.. 2頁：鈴木真代

⑪デジタル経済と人権.. 2頁：内田聖子（特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター（PARC）共同代表）

<<人権のスペース>>

⑫市民的・政治的権利と人権.. 2頁：角田和広

⑬世界的な市民社会スペースの狭まり.. 2頁：若林秀樹

⑭人権の促進・保護のために行動する人々.. 2頁：

小川隆太郎（認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ 事務局次長／弁護士）

6. おわりに.. 2頁：若林秀樹

章構成は最終的に上記の通りとなった。各原稿の執筆状況などを踏まえ「5. 現在の国際人権基準」にある各タイトルを執筆担当者のご意向を確認しつつ調整した（例えば「⑤性的搾取と人権」→「⑤性とジェンダーに基づく暴力（SGBV）と人権」など）。また20項目の各人権概念は<<持続可能な開発と人権>>、<<当事者にとっての人権>>、<<環境／社会と人権>>及び<<人権のスペース>>という形で区分し、掲載順についても整理し直した。1つ目の<<持続可能な開発と人権>>は本NGO研究会のテーマの1つであるSDGsとの関係及び全体像を示すために設定し、SDGs、貧困、発展／開発の概念を含めた。国際協力に通貫する全体的なテーマを示すことが、本小項目の目的である。

2つ目の<<当事者にとっての人権>>はライツホルダー（権利保有者）の観点からの分類である。「4. 基礎としての国際権利章典（寺中誠）」に示されたように、世界人権宣言と自由権規約・社会権規約を通じて人権のカタログ的な提示されたとしても、それだけでは十分とは言えない。実際に人権を推進し、社会的に実装するにあたっては、人権享有主体としてのライツホルダーに注目し、彼ら1人ひとりの人権を保障する体制を模索する必要がある。ここでは女性・性的マイノリティ、性とジェンダーに基づく暴力を受けた人々、子ども、障害者、外国人（移民）、難民、先住民族、強制失踪の被害者、（無）国籍者、信仰を持つ人々に焦点を当てる内容とし、可能な限り、諸個人の課題に沿った人権概念を提示できるように努めた。

3つ目の<<環境／社会と人権>>は<<当事者にとっての人権>>と関係する。後者が個人に焦点を当てた内容であれば、前者は環境・社会要因に焦点を当てるものである。気候変動、災害、ビジネス環境、デジタルというように、人権侵害は、特定の空間上で複合的に発生する。ライツホルダーの人権と重なるところも多い。個々の人権に注目すると同時に一歩視点を引いた立場からも人権について考える必要があると考え、本小項目を設定した。

4つ目の<<人権のスペース>>は各人権概念を促進する上での「前提」となる要因を集めた内容である。市民的・政治的権利、市民社会スペース、人権擁護者は、市民が自由に発言し、活動できるような人権の空間を問題としている。人権とは「空気」のようなものであり、物理的にみえるものではない。しかし、空気が無くなると呼吸困難となり、人間は生き

ていけない。人権もまた同様である。特に人権の空気の場合、自然に醸成されるものではない。誰かが社会的な空気を提供する必要がある。この醸成を巡る問題について考えることが本小項目の内容である。

なお、最後の「おわりに」では SDGs と人権の関係性、国際協力活動と人権、今後の取り組み、関係者・団体への謝辞などを記し、『国際協力と人権』ハンドブックのまとめを行うとともに、今後の取り組みについて記した。

(3) HAPIC セッションの実施

【主な目的】

- ・『国際協力と人権』ハンドブックの発刊に向けて周知及び普及促進
- ・国際人権基準（市民社会スペース、デジタル、気候変動）の内容紹介
- ・その他

『国際協力と人権』ハンドブックの周知及び普及促進を図るとともに、国際協力 NGO などを中心とする様々な支援関係者に対する国際人権基準の理解を深め、ひいては人権価値に基づく国際協力活動を推進する一助となることを目指し、JANIC の主催する HAPIC (Happiness Idea Conference) において、本研究会をテーマとするセッションを実施した。またセッション開催のために 2 回にわたって事前の打ち合わせ会議を開催した。なお当日のセッションには約 60 名の方にご参加頂いた。具体的には下記の通りである。

<セッション・タイトル>

- ・国際人権基準から観る国際協力活動——デジタル・市民社会スペース・気候変動

<主旨（企画書から抜粋）>

本セッションは令和 3 年度外務省 NGO 研究会における諸活動の一環として行われる。特に 2022 年 3 月発刊予定の『国際協力と人権——変容する国際社会と「これから」の国際協力をみすえて』の周知啓発を第 1 の目的とし、各登壇者を通じて企画概要とともに同ハンドブックに所収される人権概念の内容紹介に努める。

今回のセッションで取り上げる国際人権概念は下記の 3 つである。

- 市民社会スペースと人権
- デジタルと人権
- 気候変動と人権

これらを代表的に取り上げるのは、円滑な国際協力活動を実施する上での前提要因もしくは環境要因だと考えるからである。これらの概念は、国際協力 NGO などが活動を実施するうえで職員や裨益者の安全、人権保障などに影響を与える。一見すると、全く異なる特徴をもつ諸概念—社会制度、仮想空間、自然環境—ではあるが、このセッションでは「人権」を基軸としてみてみた場合、『国際協力と人権』ハンドブックで取り上げた個々の人権の促進に影響を与える要因として位置づけ、各登壇者にその重要性を議論頂く。

<日時・形式>

- ・日時：2022年2月15日（火）15時15分～16時15分
- ・形式：ZOOM ミーティング（オンライン）

<登壇者>

- ・モデレーター：大橋正明
- ・第1報告：市民社会スペース／若林秀樹
- ・第2報告：デジタル／内田聖子
- ・第3報告：気候変動／佐藤暁子
- ・ラウンドテーブル登壇者：大橋、若林、内田、佐藤

- ・ご挨拶：松田俊夫（外務省 民間援助連携室長）
- ・冒頭挨拶+趣旨説明：角田和広

<HAPIC について>

- ・名称：課題解決の先へ。HAPIC HAPPINESS IDEA CONFERENCE (<https://hapiconf.com/>)
- ・2022年度テーマ：国際協力をリデザインする
- ・主催団体：特定非営利活動法人国際協力 NGO センター（JANIC）
- ・会期：2022年2月14日（日）～16日（火）

<当日の主な議論>

・市民社会スペース、デジタル、気候変動などの問題に関して全体として危機感が少ない傾向があるのではないかと。もちろん危機感を高く持っている人々も多いだろう。しかし、持っている人々と、そうでない人々との間の意識の差異の方がより問題なのかもしれない。そうした要素を減らすために、なにか工夫する必要がある。

・人権問題は人と人との関係や文脈で生じている。人が人に対して規制をかけ、圧力をかける。1人1人が市民として自覚的にシティズンシップ意識を持つことが大切である。また世界中で生じている問題を、少しでも多くの人々が「自分ゴト」として捉えて貰わなければならない。被験者教育を取り入れることも重視した方が良いのではないかと考える。

・市民社会スペースのような、重要ではあるが、一般に認識しづらい、分かりづらい人権概念を推進する工夫が必要だろう。

・今回の『国際協力と人権』ハンドブックのような書籍の発刊は良い。できれば、それを解説するような情報発信が欲しい。そうでないと理解の促進が進まないのではないか。

<その他>

●第1回打ち合わせ

・日時：2022年1月25日（火）：11時00分～12時00分

・形式：ZOOM オンライン

・参加者：佐藤暁子、大橋正明、内田聖子、若林秀樹、角田和広

・主な議題：セッションの開催趣旨の説明及び各報告内容の調整
その他質疑応答など

●第2回打ち合わせ

・日時：2022年2月8日（火）：13時00分～14時00分

・形式：ZOOM オンライン

・参加者：松田俊夫、佐藤暁子、大橋正明、内田聖子、若林秀樹、角田和広

・主な議題：セッションの開催趣旨の確認、各報告内容の調整
当日の動きなどの確認
その他質疑応答など

(4) インタビューの実施

【主な目的】

- ・『国際協力と人権』ハンドブックの内容に関する参考資料
- ・国際人権基準に関する国内外有識者の見解の確認
- ・その他

国際人権基準に関し、国内外の有識者から促進と周知に関する諸課題などを聴取するとともに、『国際協力と人権』ハンドブックの構成や内容に資するために、2021年12月から2022年1月にかけて国内外団体へのインタビューを実施した。国内4団体、海外3団体の合計7団体である。なお、個々のインタビュー内容に関しては随時、NGO研究会参加メンバーに共有するとともに、第1回及び第2回編集会議にまとめて取り上げ、ハンドブック

の内容確認や議論の方向性の参考にした。

<国際人権基準の促進と周知について>

・(日本での)教育、人権啓発活動に関し、改善の余地がある。例えばSDGsは国際人権基準と密接に関係する。SDGsの推進の際にこのことを意識して行っても良いのではないかと考える。なお政府機関のなかで外務省の良いところは、国連などの勧告があると、きちんとそれらを日本語に訳し、ウェブサイトに掲載していることだと考える。賛成や反対に関係なく、どのような議論が行われているのか、について周知を図ることも人権を推進していく上で重要な要素である。

・日本では人権に関する標語やスローガンに「思いやり」や「心」を示唆する言葉を使う傾向がある。一例をあげれば「考えよう相手の気持ち」という趣旨のスローガン。決して悪いことではない。しかし、権利の問題がいつのまにか、気持ちの問題に置きかえられてしまう。これでは権利としての人権が人々の間に根づかない。「誰かに対して優しくすること」が人権ではない。あなたにも権利がある、権利の行使ができる、ということが人権である。

・「人権とはなにか」というと、日本では「思いやり」となってしまう。1つ1つの権利の集合体の人権である。それぞれの個人に当てはめるとき、人権が本当に守られているのか、守られていないのか、ということを考えなければならない。守られていない場合、それは「誰の責任なのか」。こうしたことをきちんと説明するのが、人権教育ではないのか。人権教育についても課題がある。優しく思いやりがあれば、だけでは人権教育は不十分。国際人権基準や人権の世界観を紹介することも、啓発活動としては有効だろう。

・1948年に世界人権宣言が採択された。この大きな意義は言うまでもないが、条約ではない形で法的拘束力がなかった。その後、国際人権規約を始め、様々な国際人権条約が誕生した。いま現在も、人権を巡る議論が各地で行われ、生き物のように成長している。しかしそれでも全ての課題をカバーできていない。また個々の人権基準に関し国際社会のコンセンサスがあるわけではない。例えばLGBTを巡る問題があげられるだろう。他にもSDGsの推進に関しても、国によって推進の度合いに温度差がある。国際社会のなかコンセンサスができていないわけではない。

・人権に関して考えなければならないことは、人は生まれながらにして権利を有する、ということ。そのことが前提である。人権とは、そうした前提に基づく価値である。1つ1つの人権が守られるのか、守られないかの問題は、努力して1歩1歩解決していくしかない。その都度、判断するというプロセスが大切である。

・繰り返しになるが、プロセスが大切。「誰1人取り残さない」という精神のもとに、取り残された人々を助けていく。そのため当団体はマイノリティの人権を大切に考える。マジョリティの人権も大切だが、やはり切迫感でいうと、マイノリティの問題の方が切実だろう。国際人権基準の周知啓発を巡る活動は、有効なツールの1つだと考える。その際にはグローバルな視点を有することが大切である。

<市民社会組織の活動と人権について>

・市民社会の活動は人権の概念を広げた。この数十年の間に急速に進んでいる。1960年代に設立されたアムネスティ・インターナショナルのような歴史上最初の人権 NGO は、人権とは身体の完全性のようなものと定義し、囚人や拷問を受けた人についてのキャンペーンを行った。女性の権利や環境の権利、LGBTQI の権利など、当時は人権とはみなされないような分野での活動だった。しかし今では、かつて人権とは考えられていなかったこれらの推進が人権に関するすべての抗議行動の最前線にある。そして、今も市民社会は人権の概念を広げている。いま政府に対して人権を最優先事項として位置づけることを求めるだけでなく、もっと広い意味で人権を理解することが必要である。これは本当に重要なことで、市民社会が取り組んでいることだ。これが市民社会の役割だと考える。

・市民社会の役割を考える際に大切なことはバランスの問題だと考える。(中略)。政府ができること、市場ができることと同じことをするのが市民社会ではない。市民社会には、医療や教育などのサービスを提供する部分があり、それはそれで良い。なぜなら市場や国家の活動には、時には誰かが埋めなければならないギャップがあり、それを市民社会が埋める役割を果たせるからだ。これらは市民社会ができることであり、他のアクターも同様にできる。他のアクターがより良くできることもあれば、より悪くしかできないこともある。(前略)・・・、政府にもっとやるように働きかけることは、他の誰にもできないことである。市民社会がやらなければ、誰もやらないだろう。そのため、市民社会がもっと政府に要求することが非常に重要であり、どこの市民社会でもみられる役割である。

<ビジネスと人権について>

・国際協力におけるグローバルな役割・責任を考えたとき、日本も企業の海外進出の規模を鑑みれば、その役割と責任は大きい。日本は国際協力だけでなく企業活動においても国際社会でもっと責任がある。パワーを持つということはそれに見合う責任を持つことでもある。

・ビジネスと人権を含めた様々な対応に関し、EU、特に西欧諸国が進んでいるが、それだけではない。ネパールのように、アジアの発展途上国で努力している国もある。日本は経済規模を考えれば、生産や消費に関する責任は大きい。しかし、グローバルな責任を伴う立場である以上、日本はその役割を担うべきだと考える。

・グローバルなビジネスに携わる日本の企業のなかには、児童労働を巡る問題に関し、対応しなければならない、と考え、実際に行動する組織もある。幾つかの日本企業はサプライチェーンの改善に携わっている。きちんと対応している企業に対してはインセンティブを提示する必要もあるだろう。

<その他>

・独立した人権監視機関のようなものが日本にはない。もし日本政府が ODA を通じて人権

を推進しようというのなら、政府の人権関連機関が必要だろう。しかし、日本の場合はそこがまず課題であろう。アジアの半数の国にはあるし、日本もそのような機関を設立できたらよいと思う。

- ・日本の人権問題は差別問題。民族差別などを長期間経験しており、その経験は強みである。
- ・日本は国内と海外の両方に対して責任とアプローチがある。海外で ODA を通じて民主主義を進めると同時に国内の民主主義も進める必要がある。

- ・人権に関し、参考にするべきはやはりヨーロッパだろう。例えば欧州人権条約だろう。もちろんヨーロッパだけではない。身近な事例でいえば、日本は韓国を見習うべき。例えば国内の人権保障機関に関して、韓国は日本よりも先を進んでいる。韓国には司法・行政・立法から独立した国内人権機関（国家人権委員会）がある。こうした機関は、人権が保障されない状況が生じたときに、役割を果たす。またその機関の評価も高い。政権の違いに関係なく機能している、と考える。日本においても、独立した国内人権機関を設置した方がよい。その場合には、韓国は非常に良い事例となるので、是非参照した方がよいだろう。

- ・韓国以外でのアジアにおける国内人権機関の話を使うと、フィリピンの動きが早かった。同国ではマルコス独裁政権の崩壊後に設立された。韓国やフィリピンを見習って、ということで日本から弁護士や市民団体などが該当国への視察を行ったことがある。非常に良い試みだと考える。

4. おわりに―本研究活動の成果と意義

以上のように、本 NGO 研究会は『国際協力と人権』ハンドブックの完成に向けて、(1) 研究会活動、(2) ハンドブック作成作業（校正・校閲などを含む）、(3) HAPIC セッション及び(4) インタビュー活動に携わった。

繰り返しとなるが、第二次世界大戦後における国際社会の構成原理として人権が位置づけられ、多くの歳月が経過した。国際人権基準を巡っては、過去から現在に至るまで、様々な関係者がその実現に尽力し、対策を講じ、取り組んできた背景がある。しかし、いまだ人権侵害は根絶には至っておらず、国家や集団、あるいは個人が人の権利を侵害し、命を奪う状況が世界各地で継続的に発生しているのが現状である。さらにいえば、人権を推進する上での社会的前提となる、市民が自由に発言し、活動できる市民社会スペースが世界各地で狭まりつつある。

いま国際協力に携わる NGO 団体を始めとして様々なアクターが、国際社会のなかでさらに促進させるためにできることは、1 人ひとりが人権についてより理解し、それを日々の活動のなかで実践し、そして RBA などの手法に基づき、発展／開発を通じた人権の実現に取り組んでいくことだと考える。それは同時に、SDGs の実現にとって最も効果的な取り組みだといえるだろう。

こうした国際状況と問題意識のなか、本 NGO 研究会では、これまで日本で培われてきた国際人権基準に関する様々な知見に基づきながら、多角化・多様化する国際人権基準の一端を、若手・中堅職員向けのハンドブックとしてまとめた。本 NGO 研究会の活動を通じて、国際人権基準についての理解が深めるだけでなく、また『国際協力と人権』ハンドブックの紹介を通じて、今後の普及に向けた素地を作ることができた。

今回の『国際協力と人権』ハンドブックは、現場で実践される国際協力活動と、人権に関する専門書や条約・宣言などを繋ぐ結節点の 1 つとして位置づけられる。日本の国際協力 NGO では人権に基づく諸活動が既に行われている。こうして現場で得られた知見を基に、さらに専門的な知識を得るための入門書としての位置づけである。そのため人権に関するグッドプラクティスなどの事例紹介に特別な焦点を当てなかった。もちろん、そうした諸活動の意味や意義を否定するものではない。ハンドブックの構成として、そのような選択肢も有り得ただろう。しかし、このハンドブックは、あえて「人権そのもの」を対象にした。その理由は、読者の方々に、人権という概念に込められた、より本質的な価値や理念に触れて欲しい、との思いからである。

この『国際協力と人権』ハンドブックが、人権の世界観に触れ、その本質を理解し、人権の実践者としての視点を育てる一助になれば幸いである。そして残念ながら今後も生じるだろう新たな人権課題を議論する際の 1 つの参照文献として、読者の方々の傍らにあるのであれば、この上ない喜びである。さらにいえば、どんなに対策を講じていても、人権侵害は生じるものである。そのため被害者の権利を回復する「救済へのアクセス」についても、

人権を巡る議論の際にともに考えるべき課題であることを付言しておきたい。

なお本 NGO 研究会では、研究会参加メンバーである外部有識者及び JANIC 職員を中心に、上記の 4 つの活動に携わった。外部有識者との研究会活動では、日本における人権の理解促進と普及を目指すにあたって、少人数で密に連絡を取りながら、忌憚なく率直に意見交換を行うことができた。また『国際協力と人権』ハンドブックの作成作業では、執筆者として 10 名の有識者をさらに招致した。また HAPIC セッションにおいても、参加者の方々に『国際協力と人権』ハンドブックの周知啓発を図るとともに、国際人権基準の理解を図った。最後にインタビュー活動では国内外で合計 7 名の方にご対応頂いた。ハンドブック作成を通じて、様々な方々と繋がれるとともに、特に国内外の様々な専門家ネットワークを構築できたことは今後の活動を考える上で有益だと考える。最後となったが、外務省国際協力局民間援助連携室におかれては「令和 3 年度 NGO 研究会」のテーマとして「SDGs 時代における NGO の人権尊重と能力強化の施策調査・研究」を採択いただき、この取り組みにご支援いただいた。本 NGO 研究会を進めるにあたってご協力頂いた様々な関係者の皆様方とともに、この場を借りて心より御礼申し上げたい。

国際協力や人権の推進においては国際協力 NGO のみがアクターではない。政府系機関、国際機関、研究者、市民とも歩調をあわせ、連携しながら取り組むことが非常に重要である。今後、本 NGO 研究会の成果である『国際協力と人権』ハンドブックが、様々なアクターを繋ぐ機能を果たすよう努めていく。